

議案第 6 号

固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)及び行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)の施行に伴い、審査の申出等所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和26年里庄町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第1項中「、概要」を「の概要」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から、反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第8条第1項中「指名」を「指定」に改める。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の4号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第14条の見出し中「固定資産評価審査委員会規定」を「規程」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産税課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。